

作成日 2009年09月28日
改訂日 2012年04月02日

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

| | |
|--------------|-------------------------|
| 化学物質等の名称 | Red Loading Buffer Pack |
| 製品コード | 7723 |
| 整理番号 | S002 |
| 会社名 | CSTジャパン株式会社 |
| 住所 | 東京都千代田区内神田1-6-10 |
| 電話番号 | 03-3295-1630 |
| FAX番号 | 03-3295-1633 |
| 推奨用途及び使用上の制限 | ライフサイエンス研究用試薬 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|------------|--|
| 物理的・化学的危険性 | 引火性液体 区分外 自然発火性液体 区分外 水反応可燃性化学品 区分外 酸化性液体 区分外 |
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 皮膚腐食性・刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分2A 呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) |
| 環境に対する有害性 | 水生環境急性有害性 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。 |

GHSラベル要素
シンボル注意喚起語
危険有害性情報

危険
皮膚刺激
強い眼刺激
吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起すおそれ
アレルギー性皮膚反応を起すおそれ
呼吸刺激を起すおそれ
水生生物に有害

注意書き
安全対策

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
容器を密閉しておくこと。
ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡、保護面を着用すること。
換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。
取扱い後はよく眼を洗うこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。

| | |
|------|--|
| 救急措置 | <p>汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 環境への放出を避けること。 吸入した場合、新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用している場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p> |
| 保管 | <p>施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p> |
| 廃棄 | <p>内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。</p> |

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|-------------|----------|--|----------|-----|----------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| グリセリン | 30.00% | C ₃ H ₈ (OH) ₃ | (2)-242 | | 56-81-5 |
| ラウリル硫酸ナトリウム | 6.00% | CH ₃ (CH ₂) ₁₁ OSO ₃ Na | (2)-1679 | | 151-21-3 |

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

| 改正前(2009年9月30日まで) | | 改正後(2009年10月1日から) | |
|-------------------|---|-----------------------------------|----------------------------------|
| 非該当 | - | 第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) | ドデシル硫酸ナトリウム(政令番号:275) (6.00%) |

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
皮膚を速やかに洗浄すること。
多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

| | | |
|-----------------------|-----------|---|
| 眼に入った場合 | | 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | | 口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 |
| 5. 火災時の措置 | | |
| 消火剤 | | 周辺火災に種類に応じて適切な消火剤を用いる。 この製品自体は、燃焼しない。 |
| 特有の危険有害性 | | 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 火災によって刺激性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 |
| 特有の消火方法 | | 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 |
| 消火を行う者の保護 | | 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。 |
| 6. 漏出時の措置 | | |
| 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 | | 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(8. ばく露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 風上に留まる。 低地から離れる。 漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。 密閉された場所に立入る前に換気する。 |
| 環境に対する注意事項 | | 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 |
| 回収、中和 | | 環境中に放出してはならない。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。 |
| 封じ込め及び浄化の方法・機材 | | 危険でなければ漏れを止める。 |
| 二次災害の防止策 | | 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止し、雨に濡らさない。 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | | |
| 取扱い | 技術的対策 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| | 局所排気・全体換気 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 |
| | 安全取扱い注意事項 | 火気注意。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 |

| | | |
|----|----------------|---|
| 保管 | 接触回避 技術的対策 | 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 |
| | 混触危険物質 保管条件 | 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 酸化剤から離して保管する。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。 |
| | 容器包装材料 | 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標) | |
|-------------|------|------------------------|--|
| | | 日本産衛学会 (2008年版) | ACGIH (2009年版) |
| グリセリン | 未設定 | 未設定 | TWA 10mg/m ³ (as Glycerin mist) |
| ラウリル硫酸ナトリウム | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具

換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具
眼の保護具

保護手袋を着用すること。
眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具

顔面用の保護具を着用すること。

衛生対策

取扱い後はよく手を洗うこと。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状
色
臭い
pH

液体
赤色
無臭
データなし
データなし
データなし
不燃性
不燃性
データなし
データなし
データなし
水に可溶
データなし
不燃性
データなし
データなし

融点・凝固点

沸点、初留点及び沸騰範囲

引火点

燃焼性又は爆発範囲

蒸気圧

蒸気密度(空気=1)

比重(密度)

溶解度

オクタノール／水分配係数

自然発火温度

分解温度

蒸発速度(酢酸ブチル=1)

| | | |
|------------------|-------------------|--|
| 燃焼性(固体、ガス) 粘度 | | 該当しない データなし |
| 10. 安定性及び反応性 | | |
| 安定性 | | 通常の保管および取扱いの条件においては安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | | 知見なし |
| 避けるべき条件 | | 知見なし |
| 混触危険物質 | | 塩基、強酸化剤、還元剤。アルカリ金属。 |
| 危険有害な分解生成物 | | 一酸化炭素、二酸化炭素を発生することがある。 |
| 11. 有害性情報 | | |
| 急性毒性 | 経口 | 成分の急性毒性推定値は、ラウリル硫酸ナトリウム 1288mg/kg、グリセリン 12600 mg/kg、水 99999mg/kg(仮定値)であり、混合物の急性毒性推定値が10782.01mg/kgのため区分外とした。 |
| | 経皮 | 成分の急性毒性推定値は、グリセリン 10000mg/kg、ラウリル硫酸ナトリウム 10000mg/kg、水 99999mg/kg(仮定値)であり、混合物の急性毒性推定値が19944.63mg/kgのため区分外とした。 |
| | 吸入(蒸気) 吸入(ミスト) | データがなく分類できない データがなく分類できない |
| 皮膚腐食性／刺激性 | | ラウリル硫酸ナトリウム、ジチオトレイトールが区分2であり、区分2の成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため区分2とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷／刺激性 | | ラウリル硫酸ナトリウム、ジチオトレイトールが区分2Aであり、区分2Aの成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため区分2Aとした。 |
| 呼吸器感作性 | | ラウリル硫酸ナトリウムが区分1であり、濃度限界(1.0%)以上のため区分1とした。 |
| 皮膚感作性 | | ラウリル硫酸ナトリウム、ジチオトレイトールが区分1であり、濃度限界(1.0%)以上のため区分1とした。 |
| 生殖細胞変異原性 | | データがなく分類できない |
| 発がん性 | | データがなく分類できない |
| 生殖毒性 | | データがなく分類できない |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | | データなし 区分3(気道刺激性)の成分は、ラウリル硫酸ナトリウム、ジチオトレイトールであり、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため区分3(気道刺激性)とした。(区分3(気道刺激性)と判定するに専門家の意見を聞いていない。) |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | | データがなく分類できない |
| 吸引性呼吸器有害性 | | データがなく分類できない |
| 12. 環境影響情報 | | |
| 水生環境急性有害性 | | ラウリル硫酸ナトリウムが区分2であり、区分2の成分濃度X10の濃度合計が濃度限界(25%)以上のため区分3とした。 |
| 水生環境慢性有害性 | | データ不足のため水生環境有害性物質・慢性一分類できないとした。 |
| 13. 廃棄上の注意 | | |
| 残余廃棄物 | | 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 |

汚染容器及び包装

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規則

海上規制情報

非危険物

国内規制

航空規制情報

非危険物

陸上規制

非該当

海上規制情報

非危険物

特別の安全対策

航空規制情報

非危険物

輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

第1種指定化学物質 (法第2条第2項、施行令第1条別表第1) (ドデシル硫酸ナトリウム)

16. その他の情報

連絡先

参考文献

CSTジャパン株式会社
 NITE GHS分類公表データ
 EU CLP Regulation, AnnexVI
 CHEMWATCH社 GHS-MSDS
 RTECS(2008)

記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。